

## 2027年度版 彦根市子育てガイドブック仕様書

### 1 発行冊子および発行方法

#### (1) 発行冊子

彦根市子育てガイドブック 彦根市の子育てに関する情報をまとめて掲載した冊子

#### (2) 発行の方法

冊子の制作(企画・立案・広告募集・デザイン・編集・印刷・製本・納品など)に係るすべての費用は発行事業者が負担し、無償で市に提供する。

### 2 冊子の納品日および配布期間

(1) 納品日 令和9年(2027年)6月中旬

(2) 配布期間 令和9年(2027年)7月1日～令和10年(2028年)6月30日(1年間)

※ただし、発行事業者と協議の上、変更することができる。

### 3 冊子の配布・提供

- (1) 子育て世代の保護者等に対し、福祉医療費助成制度(乳幼児)の手続きや健診などの際に配布する。
- (2) 市役所および子育て支援に関する各関係機関等の窓口を設置し、広く子育て世代の保護者等に対し配布または閲覧等により掲載情報を提供する。

### 4 規格および作成部数

- (1) 名称 「彦根市子育てガイドブック」
- (2) 冊子規格 A4判冊子・縦サイズ
- (3) ページ数 44ページ程度
- (4) 紙面割り ・表紙  
・市の子育て支援に関する情報：31ページ程度  
・広告：12ページ程度／表紙を除く全体の30%以内
- (5) 刷り色 フルカラー
- (6) 部数 2,500部
- (7) 製本 中綴じ・左開き・横書き
- (8) 冊子の仕様 事前に市と協議し、承認を受けた後に制作しなければならない。

### 5 協賛企業広告について

- (1) 広告主、広告内容については、彦根市広告掲載要綱(平成23年8月18日告示第151号。以下「要綱」という。)および2027年度版彦根市子育てガイドブック発行事業者募集要項(以下「募集要項」という。)および地方自治法ならびに医療広告ガイドラインを遵守すること。
- (2) 市が業務上必要な事項を記載するページと同じページ内には、広告の掲載が重ならないこととし、広告の掲載位置に関しては、市と発行事業者の協議の上、決定するものとする。なお、広告枠には広告記事であることが分かるよう、右上または左上に「広告」のクレジットを入れることを基本とする。
- (3) 広告内容については、要綱の基準に基づき、事前に審査し、冊子への掲載を決定する。審査により指摘された事項については適切に反映しなければならない。

- (4) 発行事業者は、広告主から納税状況の調査に関する同意を取得し、その同意書を市に提出するものとする。
- (5) 発行事業者は、広告主に対し自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告主であるかのような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。
- (6) 発行事業者は次に掲げる広告主を優先して掲載するものとする。
  - ①国、地方公共団体、公益法人およびこれらに類するもの
  - ②民間事業者のうち、市内に事業所等を有するもの
  - ③その他の民間事業者

## 6 苦情処理等

- (1) 発行事業者は、「5 協賛企業広告について」に基づき、当該広告に関する一切の責任を負い、速やかに苦情等の解決に当たることとする。
- (2) 発行事業者は、広告主および広告内容が基準に定める内容等に対し不適当な状況が生じた場合は、速やかに市に文書で報告するとともに、当該冊子を回収し、代替の冊子を市に提供しなければならない。落丁や乱丁などの場合も同様の対応を行う。
- (3) 冊子の納品後に生じた事情により、市長が冊子の使用について不適当と認めたときは、当該冊子の使用を取りやめるものとする。

## 7 その他

- (1) 形状、色、広告内容等の冊子の仕様については、事前に市と十分に協議すること。なお、市の業務内容等を冊子に記載する場合は、市の指示に従うものとする。
- (2) 3回以上の文字校正および色校正を完了し、市から承諾を受けた後に印刷・製本すること。
- (3) 市は、ガイドブックの制作に必要な行政情報を電子データまたは紙原稿で発行事業者に提供する。
- (4) 本事業において取得した情報は市の許可を得た上で、発行事業者が転載できるものとする。ただし、著作権および著作者人格権を侵害しない範囲での転載とする。
- (5) 発行事業者は、冊子納品時に冊子のPDF形式のデータおよび表紙画像を納品するものとする。
- (6) 提供された冊子およびPDF形式のデータならびに表紙画像については、市において複製の上、無償で活用できるものとする。ただし、市は、情報提供、周知および啓発その他市の行政目的のために利用するものとし、この利用には、有体物としての利用、市が運営または管理する媒体（ホームページ、広報誌、SNS、動画配信サービスその他の情報発信媒体）への掲載、研修資料その他の行政目的に必要な資料への活用、発行の周知を目的とした第三者が運営または管理するSNS等の媒体への表紙画像の掲載を含むものとする。なお、市が前記の利用目的以外の目的で使用する場合には、事前に発行事業者の承諾を得るものとする。

## 8 問い合わせ先

彦根市こども家庭部こども若者支援課 担当：幾世（いくせ）

〒522-0041 彦根市平田町 670 番地(彦根市福祉センター2 階)

TEL. 0749-49-2251

(午前 9 時から午後 4 時 45 分まで)

FAX. 0749-26-1768

E-mail kowaka@ma.city.hikone.shiga.jp